

令和8年度 第1回八戸市男女共同参画審議会 会議録

日 時	令和8年5月26日(火) 14時00分～15時25分
場 所	八戸市庁 本館3階 議会第一委員会室
出席委員	安部委員、楳内委員、堤委員、間山委員、気田委員、宮守委員、南委員、高橋委員 (出席8名)
事務局	総合政策部長、総合政策部次長兼市民連携推進課長、男女共同参画推進室長、男女共同参画推進室員3名
次 第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 4 その他 5 閉会

次第1 開会

●司会

皆様、本日は御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。
定刻前ですけれども皆様お揃いですので、ただいまより、令和8年度第1回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。

まず、本日は加藤委員と島守委員が欠席されておりますが、10名中8名の方が出席で、過半数が出席しておりますので、本会議が成立することを御報告いたします。

また、当会議は、会議の公開と会議録の公開をすることとしており、会議録につきましては、市のホームページで公開することとしておりますので、御了承願います。

それでは初めに、委員の交代について御報告いたします。

人事異動に伴い、居石委員が3月31日付で退任され、後任として4月24日付で南士氏委員が、当審議会の委員に就任されました。それでは南委員から一言、御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

●南委員

(挨拶)

●司会

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の異動について御報告いたします。前総合政策部長の谷神善

洋が3月31日をもちまして退職いたしました。これに伴い、4月1日付けで酒川高志が総合政策部長に就任いたしました。

●部長

谷神の後任としまして、4月1日付けで総合政策部長に着任いたしました、酒川高志と申します。私は総務省から参りまして、この3月31日まで東京で、八戸市に赴任するのは初めてであります。よろしくお願いいたします。

本日は第6次八戸市男女共同参画基本計画、その議論をしていただくということでございます。男女共同参画は八戸市としましても重要だと考えているところでありますので、計画の方の御議論をよろしくお願いいたします。

●司会

なお、部長はこの後ほかの用務があるため、ここで退席させていただきます。

●部長

すみません。申し訳ありませんが退席とさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。失礼します。

●司会

それでは、開会にあたりまして、会長より御挨拶をお願いいたします。

次第2 会長挨拶

●会長

では改めまして、皆さんこんにちは。今日も大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

前回ですね、2月に7年度の最後の会議がありまして、そのとき気田委員を新たにお迎えして審議会をやったんですが、今日は居石委員の後任ということで、南委員をお迎えして、8年度の第1回ということでございます。

前回の審議会のあと案を作っていたいて、今回はこの第6次計画の一次案について御検討・御議論をいただきたいと思っております。

事前に皆様から質問など頂戴したり、いつも皆様にはお時間なども使っていて本当に感謝しております。今日も積極的な御発言・御議論のほど、南委員も初回ですけれども、ぜひぜひ、何かあれば遠慮なく御発言いただければと思います。

今日もどうぞよろしくお願いいたします。

●司会

ここからは、私達の方も着座にて進めさせていただきます。

それでは議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。本日新たにお配りした資料は、次第、席図、委員名簿、**資料3**策定スケジュール、**参考資料**として第5次基本計画掲載事業_中間評価一覧でございます。そのほか、事前にお送りしてある資料をお持ちいただくようお願いしておりましたが、**資料1**施策体系の比較、**資料2**第6次八戸市男女共同参画基本計画（一次案）。さらに、委員お手持ちの、第5次基本計画の本冊、ピンク色の表紙のもの。以上となりますが、資料の不足はございませんでしょうか。皆様大丈夫ですか。ありがとうございます。

それではこれより議事に入ります。ここからの進行は、会長をお願いいたします。

次第3 議事

●会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。本日の案件は、第6次八戸市男女共同参画基本計画（一次案）について、となります。

次第には内訳として3項目記載されていますが、(1)と(2)はまとめて審議していただいて、その後に(3)策定スケジュールについて、というふうに進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは(1)と(2)ですね、施策体系と一次案について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

はい。それではまず、議事(1)施策体系について、御説明いたします。

資料1施策体系の比較を御覧ください。新たな施策体系につきましては、2月16日開催の令和7年度第2回審議会で御説明したところですが、一部変更しておりますので御報告いたします。

ページ左側「第6次基本計画施策体系（案）」を御覧ください。「基本目標Ⅲ_男女共同参画社会の実現に向けた基盤作り」の施策の基本方向「1_地域における男女共同参画の推進」に、新たに実施施策「(1)女性の自己実現や活躍に対する支援」を追加しております。こちらについては、現在、女性が地方を離れる動きが加速しており、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりの必要性が高まっていることから、先に追加をお知らせしております、「(2)女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進」とともに、女性に選ばれる地域をつくるための施策として位置づけるものとなります。

続きまして、議事（2）一次案ですが、計画案の説明に入ります前に、参考として現行計画における事業の状況を御報告したいと思います。本日、追加配付いたしました^{参考}^{資料}第5次基本計画掲載事業_中間評価一覧を御覧ください。

こちらにつきましては、昨年7月から8月にかけて、現行計画掲載事業についての進捗状況を調査調査した際の、事業所管課による、令和4年度から6年度までの取組による成果についての中間評価です。参考として、右側には令和6年度単年度についての自己点検評価を載せております。

中間評価では、掲載されている事業のほとんどが成果を感じているようであり、行政としての各取組は進展していると言えますが、一方で、アンケート結果では市民の平等感の実感がまだ低いという課題も浮き彫りとなりました。

それでは男女共同参画基本計画の一次案について御説明いたします。^{資料2}第6次八戸市男女共同参画基本計画（一次案）を御覧ください。

まず表紙を御覧ください。第5次計画では、男女共同参画基本計画の副題として、「男女共同参画社会を目指すはちのへプラン2022」をつけておりましたが、特にプラン名称を使用することもなかったことから、第6次計画からは副題をつけないこととしたいと思います。その代わり、表紙には、当市男女共同参画基本条例で目的としており、本計画でも「目指す姿」として掲載している「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」を記載しております。

それでは、計画内容について、ページをめくっていただきながら順に説明させていただきます。

「はじめに」の市長挨拶についてですが、第5次計画から引き続き掲載することとし、内容については後日記載いたします。

めくっていただきまして、次に目次ですが、今後検討する中で変わっていくこともあるかと思しますので、現時点ではイメージとして受けとめていただければと思います。

1ページにまいりまして、現在、内容は検討中ですが、新たに「序章」として、市民にとって、読み進めていかなくても計画の全体像がわかるように、計画概要を掲載する予定としております。

次に、4ページを御覧ください。「第1章_計画の策定に当たって」の「1_計画策定の背景」には、引き続き、国・県の動き、また、策定の経緯として八戸市のこれまでの動きを掲載しております。

「(1) 国・県の動き」では、2段落目に、国は第6次基本計画の考え方として、社会情勢の現状、予想される環境変化および課題を挙げた上で、男女共同参画の推進による多

様な幸せ (well-being) の実現のため、取り組むべき事項と政策を定めていること、そして、3 段落目以降に、困難な問題を抱える女性への支援、雇用環境整備、女性活躍に関する法律の制定・改正について掲載しています。最後の段落では、県の動きを掲載しています。

「(2) 八戸市の動き」としましては、当市が全国的にも早い時期から男女共同参画社会づくりの必要性を認め、平成 8 年度に、第 1 次計画となる「男女共同参画社会を目指すはちのへプラン」やその実施計画を策定したこと、平成 13 年度には、八戸市男女共同参画基本条例の制定や、男女共同参画都市宣言を行い、意識啓発や環境整備などに取り組んできたことを記載しております。

次に、「計画策定の趣旨」についてです。計画策定の趣旨といたしましては、第 5 次基本計画までの継続的な取組により、市民アンケートの結果に見られる固定的な性別役割分担意識や家事分担における意識の変容など、一定の成果も見られる一方で、家庭生活など様々な場面における男女の平等感や、職場における管理職の男女比率など、思うような成果が得られていない状況であること。また、第 5 次計画策定から 5 年が経過し、当市を取り巻く状況が変化していることから、これまで取り組んできた施策について、状況に即した見直しを図り、実効性のある「第 6 次八戸市男女共同参画基本計画」を策定する旨記載しております。

6 ページを御覧ください。「計画の位置付け」については、第 5 次計画から変更はございません。本計画につきましては、八戸市男女共同参画基本条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。またページ下部の図で示しているように、男女共同参画社会基本法や国の男女共同参画基本計画、県の「あおもり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえるとともに、八戸市総合計画との整合性を図ります。そして、本計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定による、市町村推進計画として位置付けます。

7 ページにまいりまして、「4_計画の期間」については、第 5 次基本計画と同様の 5 年間といたします。ただし、期間内において、社会経済情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて基本目標や施策の基本方向など、計画の見直しを行います。

下の図は、国・県・市の計画期間サイクルのイメージ図です。国は今年の 3 月に第 6 次基本計画を策定済みであり、県は当市と同じ期間のサイクルとなっております。

次に、「計画の進行管理」について。こちら第 5 次計画から変更はございません。第 5 次計画と同様に、計画の着実な推進を図るため適切な進行管理を行うこととし、毎年度、計画に登載している実施施策について、事業担当課に対し取組状況の調査を実施し、審議会に進捗状況を報告し、委員の皆様から御意見をいただきます。また、進行管理の

状況については、市のホームページでも公表します。

なお、計画に登載する事業について、事業への意見や社会経済情勢などの変化に対し適切に対応するため、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の追加などを行うこととし、適切に運用いたします。

次に、9 ページを御覧ください。「第 2 章_計画の目指す姿」では、八戸市の現状について御説明した上で、第 6 次基本計画で目指す方向性を示しております。

「1_アンケート結果から見える八戸市の現状」は、前回、2 月の審議会で御報告させていただいた、昨年実施のアンケート結果から、全体の施策に関わってくる設問を抜粋して紹介している項目になっています。

「(1) 市民の各分野における男女の平等感」は、家庭や職場などの分野で男女は平等になっているかという設問の回答をグラフにまとめたものです。「平等」と答えた方の割合を見ていきますと、「学校教育の場」では一番高くなっているものの、それ以外では低く、特に「政治の場」「社会通念、慣習、しきたり」の分野で低くなっています。また、今回のアンケートでは、「社会全体」の平等感を尋ねる設問を追加しましたが、こちらも政治や社会通念などと同等に低くなっています。

10 ページの図 2、図 3 は、特に男女の認識差が大きかった「家庭生活」「法律や制度」の分野を男女別に表示したものです。

次に 11 ページの「(2) 市民の固定的性別役割分担意識」についてです。こちらは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という、性別で役割分担を固定する考え方についてどう思うか、をまとめた結果です。「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた方の割合は 3 割ほどで、固定的性別役割分担意識は未だに根強くあり、また、男女で認識に差があることも見て取れます。

12 ページの図 5 は、年齢別にまとめたグラフですが、若年層ほど固定的な性別役割分担に反対する傾向が見られました。

13 ページの「(3) 男性の家庭参画のために必要なこと」は、女性活躍推進には男性の家庭参画も重要ということから、今回新たに掲載した項目です。男性が育児・介護・家事・地域活動に積極的に参加するために必要なことを複数回答可で尋ねておりますが、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」「男性の育児・家事参加について職場の上司や周囲の理解をすすめる」等が高い結果となっています。なお、本ページのグラフ図 6 に出典資料名の記載の漏れがございまして、正しくは、右側のページの図 7、8 と同様に、グラフの右下に「資料：令和 7 年度八戸市男女共同参画に関する市民アンケート」の記載が入ります。

14 ページの「(4) 多様な性のあり方に関する理解」も、今回新たに掲載した項目です。図 7 は「性的マイノリティ」という用語の認知度、図 8 は理解の増進についてどう考え

るかを尋ねた結果ですが、認知度は高く、理解増進を進める必要があるという前向きな回答が多い結果となっております。

15 ページ「(5) 行政が力を入れるべきこと」も今回新たに掲載した項目で、「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援すること」「保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」など、生活に直結したサービスの充実が求められていることがわかります。このページのグラフについても、出典資料名の記載が漏れておりました。グラフ右下に「資料：令和 7 年度八戸市男女共同参画に関する市民アンケート」が入ります。

16 ページの「(6) 男女別の雇用状況」は、従業員の男女別、正規・非正規別のグラフですが、未だに男性の正規従業員が中心となっていることが伺え、女性は非正規の割合が高い状況です。

下段の「(7) 管理職の男女比率」のグラフでは、管理職の 8 割以上が男性であるという結果となっております。

17 ページにまいりまして「2_目指す姿」です。これまでの前提を踏まえて、第 6 次基本計画でも、第 5 次から引き続き、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことができるまち八戸市」を目指すこととしています。

ページ下部からは、目指す姿を実現するために達成すべき三つの基本目標について記載しています。

基本目標については、内容について第 5 次計画を踏襲しておりますが、前回審議会でも御説明したように、国の施策体系の順に合わせるように、実施施策の順序等体系を修正しております。それに伴い、基本目標の名称および説明内容も修正しております。

「基本目標Ⅰ_性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会」では、第 5 次計画の「基本目標 2_男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会」を引き継ぐものですが、「男女が」を「性別にかかわらず」に修正してあります。

そして、「多様性」と「地域」に関する実施策は他の基本目標に紐づけることとしたことから、「多様性に富んだ活力ある地域社会」を「活躍できる社会」に修正しております。

「基本目標Ⅱ_すべての人の人権と尊厳が尊重され健康で安全安心に生活できる社会」では、名称は第 5 次計画と変更ありません。お手元の資料では、「すべての人の人権が尊重され」と記載されておりますが、正しくは「すべての人の人権と尊厳が尊重され」であり、「尊厳」という言葉が入ります。

「基本目標Ⅲ_男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」は、第 5 次計画の「基本目標 1_固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」を引

き継ぐものですが、地域社会における男女共同参画の推進と、男女共同参画社会への関心と理解の促進という、基盤づくりに取り組んでいく方向性に着目して、名称を変更しております。

なお、第5次計画には目指す姿と基本目標の関係を示したイメージ図を掲載しておりましたが、あえて図示しなくても認識しやすいということから、第6次計画では掲載しないことといたしました。

ページをめくっていただき、19ページでは「4_施策の体系」として体系図を掲載しています。左側から、目指す姿を実現するための三つの基本目標と、それに対応した施策の基本方向を示し、一番右側では、それぞれに連なる実施施策を取組の内容ごとに記載しています。先ほど御説明した通り、2月の審議会でお示した体系に、「基本目標Ⅲ_男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の「施策の基本方向1_地域における男女共同参画の推進」に、新たに、実施施策「(1) 女性の自己実現や活躍に対する支援」を追加しております。それぞれの基本方向やその下に連なる施策につきましては、次の「第3章_計画推進のための取組」で詳細を説明いたします。

21ページをお開きください。第3章では、基本目標ごとに「現状と課題」として、その基本目標における現状や課題と、それに対して取り組んでいく基本方向を説明しています。なお、こちらにつきましては、第5次計画では「基本的な考え方」としておりましたが、わかりやすいよう変更いたしました。

そして、「重要業績評価指標」として、各基本目標の施策の進捗状況を確認するための指標を設定することとしております。重要業績評価指標につきましては、基本的に第5次計画と同様の指標を考えており、新たな体系に沿って、各基本目標に振り分けております。令和7年度の実績値と計画期間終期の目標値が空欄となっておりますが、今後、事業課との協議により確定してまいります。

23ページをお開きください。さらに細分化した基本方向ごとに、その概要についての説明と実施施策を記載しております。

第5次計画では、冒頭に「第3章の見方」として、第3章の構成についての説明を見開きで掲載しておりましたが、施策体系の順を追って、「基本目標」「施策の基本方向」「実施施策」を掘り下げていく構成としており、容易に構成がわかることから、今回、「第3章の見方」は掲載しないこととしたいと考えております。

それでは、改めまして各基本目標に係る取組を説明いたします。21ページにお戻りください。「基本目標Ⅰ_性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会」についてです。

まず、「現状と課題」の前段では、当市が実施したアンケート結果から、男性の育児休業取得率が女性に対して低いことや、指導的地位における女性割合として事業所の女性管理職割合が未だ低い水準にあること、また、従業員に占める男女別正規従業員比率も、男女間で大きな格差が生じていることを記載しております。

続く後段では、前段の現状を改善するため、働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続けることのできる環境が重要であること、雇用の場において、指導的地位への女性登用が進展するよう、事業者に対する働きかけやキャリアアップ支援等を通じた女性の社会進出を後押しする必要があり、施策の基本方向として、「多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「女性の経済的自立に向けた環境整備」に取り組むこととしています。

22 ページにまいりまして、「重要業績評価指標」には、市男性職員の育児休業取得率、市の審議会などにおける男女構成比の少ない方の比率、市職員の管理職に占める女性の割合、創業や事業承継する人を支援する事業である「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」により起業した女性の人数、女性のキャリアアップのための事業として実施している「女性チャレンジ講座」の受講生講座満足度を設定したいと考えております。

女性チャレンジ講座の受講生講座満足度については、第5次計画では累計受講生数ですけれども、業績評価指標にふさわしいよう、単なる累計ではなく満足度に変更するものです。

23 ページにまいりまして、「基本方向 I-1_多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備」では二つの実施施策を予定しており、「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備」では、事業者の理解促進を図るための法令・制度の周知啓発などにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組む内容となっております。

「(2) 仕事と育児、介護の両立支援」では、家事や育児への男性参画の促進や、夫婦で協力して子育てできるようになるための支援、育児・介護における負担軽減などに取り組む内容となっております。

24 ページにまいりまして、「I-2_政策・方針決定過程への女性の参画拡大」です。実施施策としましては、女性の意見を市政に反映させるための機会の提供や、市の審議会の男女構成比の改善、市内事業所における指導的地位への女性登用拡大などに取り組む内容となっております。

「I-3_女性の経済的自立に向けた環境整備」では二つの実施施策を予定しており、「(1) 雇用における男女の機会均等の促進」では、女性活躍推進法に基づく事業所の取組の推進や、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法制度の周知による、男女の待遇の

格差是正や職場におけるハラスメントの防止などに取り組む内容となっております。

「(2) 女性のキャリアアップ支援」では、ビジネススキル向上のための講座開催や、女性の起業への支援、就業支援などに取り組む内容となっております。

それでは26ページにまいりまして、「基本目標Ⅱ_すべての人の人権と尊厳が尊重され健康で安全安心に生活できる社会」です。こちらについても表記に漏れがありまして、正しくは「人権と尊厳が尊重され」で「尊厳」が入ります。

まず、「現状と課題」の前段では、生涯を通じた健康保持のため、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要であること、貧困等の生活上の困難を抱える人の背景には、貧困問題にとどまらない、就労困難や心身の病気などに関する多様な課題が複合的に生じている場合があること、そして、障がいの有無、外国人やルーツが外国であること、性的指向・性自認に関することなどに対し、理解不足や無関心による差別や偏見で生きづらさを抱えている人が顕在化している状況、災害発生時においても個々の事情やニーズの違いなどに配慮する必要性と個別の対応が求められていることを説明しています。

続く後段では、前段の状況を改善させるために必要なことを並べた上で、生涯を通じた健康への支援、性別に起因するあらゆる暴力の防止、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災推進に取り組むことの必要性を記載しています。

27ページにまいりまして、「重要業績評価指標」には、各種がん検診のうち特に女性に多いとされるがん検診の受診率、市民を対象とした健康づくり講座および初めて赤ちゃんを迎えるための心の準備・親の役割について夫婦で学ぶための両親学級の開催回数と受講者数、認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーター数、生活困窮者対象の就労支援による就労者数、八戸市防災会議における女性委員の割合、市内の自主防災組織の活動範囲でカバーされている世帯数の割合を設定したいと考えております。

なお健康づくり講座および両親学級については、第5次計画では「市民健康教室開催回数・受講者数」として合算値を指標にしておりましたが、第5次計画策定後に事業の所管部署が分割されたため、6次計画ではそれぞれ独立した指標としております。

28ページにまいりまして、「基本方向Ⅱ-1_生涯を通じた健康への支援」では二つの実施施策を予定しており、「(1) 生涯を通じた健康の保持増進」では、健康教室の実施や受診率向上による市民の健康意識の向上、健康指導や相談対応を通じた、思春期から更年期に至る心身の悩みや健康状態への支援に取り組む内容となっております。

「(2) 妊娠・出産・産後における健康支援」では、相談支援や健診の実施、訪問指導などによる母子の健康と育児への支援、そして、不妊や不育に関する相談対応や費用の助

成などに取り組む内容となっております。

「Ⅱ-2_性別に起因するあらゆる暴力の防止」では、すべての人の人権が尊重され、安全安心に暮らすことができるよう、DVのほか、性犯罪やセクシュアルハラスメント等の性別に起因する暴力の防止と、被害者への支援の施策を展開します。

実施施策としましては、暴力をなくすための人権意識啓発や、暴力被害者に対する相談対応などに取り組む内容となっております。

29 ページをお開きください。「Ⅱ-3_貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」では二つの実施策を予定しており、「(1) 貧困等生活上の困難に対する支援」では、生活上の困難の背景にある多様な課題に応じた自立支援や、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、多子世帯やひとり親世帯等を対象とした経済的負担軽減に取り組む内容となっております。

「(2) 多様な人々への理解の促進」は、行政情報の多言語化などによる外国人の生活支援、研修会の開催や情報発信を通じた、障がい、国による文化の違い、性的指向・性自認のあり方などに対する市民の理解促進、多様性に関することによる虐待やいじめの防止と被害者支援などに取り組む内容となっております。

「Ⅱ-4_地域防災における男女共同参画の推進」では、災害時の不安を軽減、解消するための施策を展開します。

実施施策としては、市防災会議への女性委員登用拡大、緊急情報の発信による避難行動支援体制の確立や自主防災組織への活動支援などにより、男女共同参画の視点に立った災害対応力の強化に取り組む内容となっております。

31 ページにまいりまして、「基本目標Ⅲ_男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」についてです。「現状と課題」では、市民アンケートの結果から、町内会等の地域活動への参加経験は男性と女性で大きな差がない一方、町内会長に占める女性比率は非常に低いこと、学校教育の場を除くほとんどの分野において男女の平等感が低い水準にあり、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っていること。そして、その状況が若者や女性の地方から都市への転出に繋がっている可能性に触れた上で、状況を改善するために、地域における男女共同参画の推進や、男女共同参画社会への関心や理解の促進に取り組むことを記載しております。

32 ページにまいりまして、「重要業績評価指標」には、町内会長に占める女性の割合、市民アンケートにおいて「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に「反対・どちらかといえば反対」と答えた方の割合、同じく市民アンケートにおいて「社会全体で見た男女の地位」について「平等」と答えた方の割合を設定したいと考えております。

なお、男女の地位の平等感については、第 5 次計画では七つの分野すべてを指標としておりましたが、第 6 次計画では、社会全体で見た男女の地位について「平等」と答えた方の割合を指標としたいと考えております。

33 ページをお開きください。「Ⅲ-1_地域における男女共同参画の推進」では三つの実施施策を予定しており、(1) と (2) については、第 6 次計画で新たに追加する施策となります。

「(1) 女性の自己実現や活躍に対する支援」は、女性のまちづくり活動に対するサポート、ネットワークづくりの支援や人材育成に取り組む内容となっております。

「(2) 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進」は、女性が活躍するための雇用環境整備の支援、固定的な性別役割分担意識の解消の推進や女性活躍に対する理解促進、男女共同参画に係る意識啓発などに取り組む内容となっております。

「(3) 地域活動における男女共同参画の推進」は、町内会の加入促進をはじめとする活動促進や次世代の担い手育成、市民による地域活動に対する支援などに取り組む内容となっております。

「Ⅲ-2_男女共同参画社会への関心と理解の促進」では四つの実施施策を予定しており、「(1) 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進」では、様々な広報媒体を活用した男女共同参画に関する情報発信や、啓発イベントの実施などに取り組む内容となっております。

ページをめくっていただきまして 35 ページ、「(2) 学校教育を通じた男女共同参画の推進」では、子どもたちに対し、男女共同参画の視点に立った指導と環境の整備、性や命に関する理解の促進などに取り組む内容となっております。

「(3) 社会教育を通じた男女共同参画の推進」では、男女共同参画に関する講演会の開催や関係機関による学習機会の情報提供などによって、幅広い世代での男女共同参画の意識づくりに取り組む内容となっております。

「(4) 男女共同参画に関する調査公表」では、施策の進捗状況の公表を通じて、市の男女共同参画推進事業について市民に広く知っていただくことで、男女共同参画に対する理解促進に取り組む内容となっております。

以上の実施施策に紐づく登載事業については、現行の第 5 次計画登載事業を第 6 次計画の体系に組み替えて登載する方針で、庁内関係課へ照会しております。また、新たに登載する事業についても照会しております。以上を取りまとめまして 7 月末開催予定の第 2 回審議会において、二次案とともにお示しすることを予定しております。

次に 36 ページを御覧ください。重要業績評価指標は「Ⅰ」から「Ⅲ」の基本目標それ

ぞれのページに掲載しておりますが、第6次計画では参考として、末尾に全業績評価指標の一覧を掲載いたします。

37ページをお開きください。ここからは「第4章_資料編」として、第5次計画から引き続き、「関係法令」「用語の解説」「策定経緯」を掲載しておりますが、それぞれの必要性を検討し、掲載内容については今後変更する可能性があります。

以上で、第6次八戸市男女共同参画基本計画（一次案）についての説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。ただいま説明していただいた一次案について、事前に御質問をいただいていたようですので、質問内容とその回答について事務局から説明をお願いしたいと思います。

●事務局

本日御欠席の委員から、二つ御質問をいただいております。

まず、一次案の24ページ、「I-3-（1）雇用における男女の機会均等の促進」についてです。「えるぼし認定制度以外は、どのような制度や取組を想定しているのか。具体的に検討しているインセンティブがあれば教えてください」という御質問です。

回答ですけれども、この実施施策では、第5次計画でも実施しております、えるぼし認定制度の周知をはじめとする女性活躍推進事業のほか、男女共同参画推進事例の紹介、男女雇用機会均等法に関する制度や相談窓口の周知等の取組を想定しております。

そして、具体的なインセンティブとしては、第5次計画から引き続き、市が実施する建設工事の総合評価落札方式による入札において、建設業における女性活躍の推進に取り組む企業に対する加点。そして、建設工事の競争入札参加者資格審査において、女性活躍推進法または次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画策定企業に対する加点を想定しております。

二つ目の質問は33ページ、「Ⅲ-1-（2）女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進」です。34ページの方にまいりまして、上から二つ目の「補助金の交付などを通じて、働きやすい職場環境の整備を支援します」という取組についての御質問です。「検討している補助金の内容、実施予定時期を教えてください」という御質問でした。

回答ですけれども、働きやすい職場環境の整備の支援については、現行計画の登載事業でもあります、「八戸市中小企業振興補助金交付事業（働きやすい職場環境整備に対する助成）」を検討しております。この助成金は、市内の中小企業または中小企業団体が、人材の確保・定着のために実施する働きやすい職場環境整備事業、例えば、女性専用施設や託児スペースの設置・整備等に要する経費の一部を助成するもので、昨年度は工場・

事務所への女性専用トイレの設置を行った企業への交付実績がございました。今年度は、助成率は対象経費の100分の30、助成上限額は500万円で、5月18日から7月3日までの期間で事業を募集中とのことです。この事業は第6次計画の計画期間である令和9年度以降も継続されるという想定で、登載事業として検討しているものでございます。事前質問と回答については以上でございます。

●会長

ありがとうございました。事前に提出された質問は以上ということですので、それでは皆様から、この「施策体系」「一次案」について、御意見・御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●委員

確認としてお聞きしますが、22ページと27ページ、32ページの重要業績評価指標の数値について、これは7月の審議会ときには数値が入ってくるという形でしょうか。KPIをどういうふうに設定していくかというのは決まっているのでしょうか。

●事務局

7月の時点ではまだ決まっていなと思います。

●委員

例えば27ページの「市民健康づくり講座開催回数」ですが、以前の資料「令和6・7年度事業進捗状況報告」を見ますと、市民健康教室開催回数は、市民健康づくり講座の令和2年度が受講者数95名、両親学級の令和2年度受講者346名分とデータが紹介されていましたが、これについてはいかがでしょうか。

●事務局

その進捗状況調査ですが、7月から8月にかけて庁内に照会をして、その上で10月の審議会での進捗状況の報告をするんです。ですので、7年度の実績というのはその7月から8月にかけての調査のところで数値が集まってくるようになりますので、そうすると次の7月の審議会のときにはまだ、二次案のここに数字が入ってはいないというものになります。その調査の結果、7年度実績の数値を踏まえて13年度の目標値はどのぐらいにしましょうというのを、それから検討していくような形になるかと思えます。

●委員

ありがとうございます。

●会長

よろしいですか。他の委員も、もし今の御質問に関連して何かあれば。

特によろしいですか。

●委員

では、私から。同じく 27 ページの業績評価指標のことなんですけどちょっと質問です。これ別の会議でも議論になるんですけれども、がん検診の受診率が健康づくり推進課から出てるのを指標にしていますよね。これを指標にするって決めるのは担当課でしたか。

●事務局

担当課と協議の上となります。

●委員

協議の上ですか。これどうしても国保のだけしか拾えてないですよ、職域経由でのデータは入ってきてないので。本当はこんなに低いはずないのだけれど、いつもこれはすごく低く出ている。よその地域では市民アンケートのときに、受診経験回数みたいところで、何年検診したとかつけさせるところで職域を拾っている。いま女性もみんな働きに出るのが一般的になってきているので、国保以外も拾っていかないと、みんな活躍しましょうと言っているときに、ちょっと現実に即さないんじゃないかなと思っています。でも、協議の上で決めているということですね、ありがとうございます。

●会長

では、ほかに何か御意見・御質問等を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。ボリュームがたくさんあるのでね、本当に文字もたくさん読まなきゃならないのでね。

●委員

すいません素朴な質問で、専門的なことじゃないんですけれども。施策体系の比較に書かれてある文言っていうのは確定したんですか。これで確定ということだったでしょうか。

●事務局

まだです。

●会長

まだ大丈夫です。

●委員

その中でちょっとだけ何か違和感を感じたところがありまして。[資料 1](#) 施策体系の比較の「第 6 次基本計画_施策体系案」の I の 3 の (2) に「女性のキャリアアップ支援」というふうに書いてありまして、[資料 2](#) 一次案では 19 ページですね。そして一次案の 47 ページにキャリアアップの用語解説がありまして、「より高い資格・能力を身につけるこ

と」と書いてあるんですね。そして、25 ページにその女性のキャリアアップ支援の内容が書かれてあるということですよ。

キャリアアップっていう、この「より高い資格・能力を身につける」。これら書いてあることが「高い、低い」っていう観点なのかどうなのかっていうところに、ちょっと違和感を感じまして。例えば「キャリア形成支援」として、「ビジネススキルなどのキャリアアップ意欲」とかだったら何となく入ってくるんですけども。例えば女性の起業を支援するのが、それが高いとか低いとかっていうふうなことなのかなっていう、何かちょっと素朴な疑問を感じたんですけども。このキャリアアップという言葉を使っている、その目的みたいなところを教えていただけると嬉しいです。

●会長

はい、ありがとうございます。では、事務局の方からお願いいたします。

●事務局

47 ページの用語の解説についているキャリアアップの解説なんですけれども、これは第 5 次計画のものがまだついている状態です。この頃に考えていたキャリアアップの「より高い資格・能力を身につける」というものから、いま一次案として本文の方に載せているキャリアアップ支援というところの意味合いが、まるっきりイコールではないというところになります。ですので、いま御意見をいただいたことも踏まえて、今後の検討で用語の解説自体を第 6 次でも載せるのであれば、用語の解説の方の表記もちょっと変更していかなければならないと考えております。

●会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか？

●委員

はい、ありがとうございます。

●会長

ほかにごいませんか。はい、どうぞ。委員お願いします。

●委員

私も基本的なことといたしますか、ちょっと素人的な意見で大変申し訳ないんですけども、いただいた資料 1 についてなんですけど、こちら第 5 次基本計画から変更される部分が多々あると思うんですけども、「男女」という言葉に関して、今回の第 6 次では「性別に関わらず」とか、さきほど用語の解説の方にもありましたけど、いろいろなという部分で、多様性で結構重視してる部分かとは思ってます。それで、資料 2 第 6 次男女共同参画基本計画の方、副題ではないとおっしゃってたんですけど、ここに「男女一人ひと

りが」と入ることによって、結局やっぱり「男、女」の部分を意識せざるを得ないのではないかなど。素朴な質問だったんですけども、その大切な文言ではあると思いますので、そこについてはどうなのかなと思いました。

●会長

ありがとうございます。では、事務局から回答の方お願いできますでしょうか。

●事務局

「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」というので、始まりが「男女」なんですよね。でも、今は「男・女」だけじゃなくて、この計画の中に、大きくは出してませんが性的マイノリティ関係、多様な性のあり方についてというような文章も入れていたりしています。決して「男性・女性・それ以外の人」の「それ以外の人」の部分を捨て置くものではなく、みんなを拾い上げて進めていくというところなんです。ただ、法律、「男女共同参画社会基本法」というベースのところがあるので、タイトルはやはり「男女」というところは残して、ほかのところで言い換えられる部分は言い換えていきたいというような考え方で変更しております。

●事務局

タイトルの「八戸市男女共同参画基本計画」というのは、国の法律が男女共同参画社会基本法であって、どうしても使わざるを得ない部分ですけど、いま委員がおっしゃった副題、サブタイトルですね、「男女一人ひとりの」というところ。こういうところは表現を変える余地はあるかなと思います。法的なところで使われる言葉の部分はそのまま残すとしても、この副題でつけたものとか、あと中の表現とかは、もしそういうふうに元の意味を損なわない程度に直せるところがあれば今後は見直すべき部分かなと思いますので、いまの御意見を参考にしながら、もう1回また事務局の方でも点検したいと思います。

●会長

はい、よろしいですか。

ここは変えられる。すべての人がとか、一人ひとりがとかでもいいってことですもんね。

ほかにはいかがでしょうか。どうでしょうか、よろしいですか。

●委員

素朴な質問ということで1件だけですね、18ページの部分なんですけど、5行目に「性別や年齢、国籍、障がい等に基づく差別や偏見、多様な性の在り方に対する不寛容などを背景に生きづらさを感じている人々も顕在化してきており、これらの人々の人権や尊

蔽を守るための支援の充実や理解の促進が必要です」という文章があって、29 ページには、「(2) 多様な人々への理解の促進」ということで、「行政情報等の多言語化や外国人住民への相談支援などにより、外国人や外国にルーツを持つ人の暮らしを支援します」と記載してあります。

どちらかという、この男女共同参画っていう目線で見ると、ジェンダー平等とかそういう観点まで広がった捉え方っていうふうを感じるんですけど、これはこの表現でよろしいですか。表現というかな、この文章、のちのちはジェンダーも見据えてますよ、みたいな捉え方でいいですか。

●事務局

18 ページの方がダイバーシティのような考え方を書いてあって、29 ページの (2) はそれを細分化したといたしますか、一つ目は外国人住民への対応で、二つ目の方がどっちかというジェンダーのところですね。三つ目のところが障がい者・高齢者っていうふうに、ここで言ってるものを分けた表現になっていて。これにこのあとですね、いろいろな事業が、具体の事業がぶら下がっていくので、その事業を整理しやすいようにここで三つに分けたっていう感じです。

●委員

男女共同参画のみならず、ジェンダーの部分も見据えた、ということですね。

●事務局

そうですね。

●委員

はい。わかりました。

●会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。何か素朴な疑問でも、本当に皆さんの目でみていただいて。よろしいですか。

では、ほかにないようであれば、次の (3) 策定スケジュールの方にまいります。よろしいですか。では、こちら事務局から策定スケジュールについて御説明お願いいたします。

●事務局

それでは、議事 (3) 策定スケジュールについて御説明いたします。策定スケジュールにつきましては、前回の審議会で御説明したところですが、本日お配りしたスケジュールは変更を加えた現時点のものとなります。

前回からの変更点として、「庁内連絡会議」という名称を、「庁内検討委員会」に改め、開催時期を「4月、6月、8月」としていたものを、「4月、8月、1月」に変更しております。当初のスケジュールでは、お示しする計画案について、都度庁内で意見集約した上で審議会にお諮りすることを予定したものとなっておりましたが、第1回審議会と第2回審議会の間に関員の変更があることから、二次案について、先に新委員にも一度御覧いただき、御意見をいただいておりますから取りまとめるために変更するものです。

なお、審議会の開催予定時期等については変更ございません。先ほども申し上げましたが、本日委員の皆様から頂戴した意見に加え、庁内検討委員会の意見も踏まえ修正を加えまして、7月の審議会に二次案としてお示しする予定です。策定スケジュールについての説明は以上となります。

●会長

はい、ありがとうございました。

それでは策定スケジュールについて、いま御説明ありましたけれども、何か御質問・御意見などありましたら頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

今のスケジュールの件はよろしいですか。ありがとうございます。

それでは第6次基本計画の一次案については、本日の皆様の御意見等、審議内容を踏まえて事務局の方で修正や追加などの検討をしていただいております。二次案としてまとめていただきたいと思います。

次第4 その他

●会長

本日予定していた案件は以上となりますが、そのほか委員の皆様から何かございましたら、お話いただければと思いますが、よろしいですか。

[委員から特になし]

●会長

それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

●事務局

はい。皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、第6次基本計画の二次案の作成をこれから進めてまいりたいと思います。

本日追加でお配りした資料もございますので、お帰りになってから改めてまた見直し

ていただいて、もしまた新たにお気づきの点とかありましたら事務局まで御連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なおですね、今の委員の皆さんに務めていただいております12期委員の任期でございますが、来月、6月30日までが2年間の期間となってございまして、今の皆様での審議会というのは今回が最後となります。委員の皆様におかれましてはこれまで2年間の任期中、第5次男女共同参画基本計画の進捗状況の御審議ですとか、アンケートの設問等について御意見等をいただきまして大変感謝しております。ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

●会長

ありがとうございます。ただいま事務局からお話がありましたけれども、本日、今回がこのメンバーでの最後の審議会、最後の会ということでひと区切りということですので、委員の皆様からお一人ずつ、一言ずつお話いただいて終わりとしたいと思います。委員からお願いします。

[全委員から一言]

●会長

ということで、一通り皆様から頂戴いたしましたので、これで本日の議事は終了ということで、進行を司会にお返ししたいと思います。

次第5 閉会

●司会

会長ありがとうございました。また、委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

先ほど次長からもお願いしましたがけれども、一次案について、もし新たにお気づきの点などありましたら、資料と一緒に送付しておりました事前質問票を使用してお知らせくださるようお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和8年度第1回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。

第12期委員の皆様には、2年間大変お世話になります。ありがとうございました。